

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たきときは、そ
の翌日)

条 例

障害に関する用語の整理に関する条例をここに公布する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十六号

障害に関する用語の整理に関する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「廃疾」を「障害」に改める。

(災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部改正)

第二条 災害応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例(昭和四十年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

本則中「廃疾」を「障害の状態」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号を次のように改める。

◇ 条 例

目 次

障害に関する用語の整理に関する条例

恩給の年額の昭和五十七年改定に関する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県団体管土地改良事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県団体管土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則

◇ 規 則

目 次

鳥取県団体管土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則

五 重度心身障害者

(鳥取県警察職員顕彰条例の一部改正)

第四条 鳥取県警察職員顕彰条例(昭和四十二年七月鳥取県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条及び別表中「不具廢疾」を「障害の状態」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第五条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第七条の二第一項中「廢疾」を「障害」に改める。

第八条及び第九条第二項中「身体障害」を「障害」に改める。

第十一条第一項第四号中「身体障害」を「障害」に、「廢疾」を「障害」に改め、同条第三項第一号中「廢疾」を「障害」に改める。

第十二条第一項第五号及び第六号中「廢疾」を「障害」に改める。

附則第二条中「廢疾」を「障害の状態」に改める。

附則第四条第二号中「廢疾」を「障害」に改める。

附則第五条第一項中「廢疾、身体障害」を「障害」に改める。

別表第一の備考中「廢疾」を「障害」に改める。

別表第二の備考中「身体障害」を「障害」に改める。

(鳥取県消防顕彰金条例の一部改正)

第六条 鳥取県消防顕彰金条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「不具廢疾」を「障害の状態」に改める。

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正)

第七条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第三項、第八条第一項及び第三項並びに第十七条第一項第二号中「廢疾」を「重度障害」に改める。

(災害遺児手当助成条例の一部改正)

第八条 災害遺児手当助成条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「廢疾」を「障害」に改める。

(鳥取県特別医療費助成条例の一部改正)

第九条 鳥取県特別医療費助成条例(昭和四十八年七月鳥取県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三号中「廢疾」を「障害」に改める。

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「不具廢疾で」を「重度障害の状態に」に改める。

附則第十項中「廢疾」を「障害」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十七年十月一日から施行する。

恩給の年額の昭和五十七年改定に関する条例をここに公布する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十七号

恩給の年額の昭和五十七年改定に関する条例

(退職年金及び遺族年金の年額の改定)

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和五十七年五月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十七年六月鳥取県条例第十八号)による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(通算退職年金及び通算遺族年金の年額の改定)

第二条 県吏員等に給する通算退職年金については、昭和五十七年五月分以降、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十三万三百七十六円

二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の年額の計算の基礎となつてゐる給料月額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退

職年金を退職年金とみなして前条の規定によりその年額を改定するものとした場合にその改定年額の計算の基礎となるべき給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和五十七年五月分以降、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に在職年の年数を乘じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例別表第二に定める率を乘じて得た金額

3 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第十八条ノ三第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 前三項の規定により年額を改定した場合において、改定後の年額が従前の年額より少ないときは、従前の年額をもつて改定年額とする。

5 県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、昭和五十七年五月分以降、その年額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして、前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年額の百分の

五十に相当する額に改定する。

(恩給の改定年額の一部停止)

第三条 第一条又は第二条の規定により年額を改定された退職年金(公務
傷病年金に併給される退職年金を除く。)又は通算退職年金で、その年
額の計算の基礎となつてゐる仮定給料年額が四、一六二、四〇〇円以上
であるものについては、昭和五十八年三月分まで、改定後の年額とこれ
らの規定を適用しないとした場合における年額との差額の三分の一を停
止する。

(恩給の年額の改定の場合の端数計算)

第四条 この条例の規定により恩給の年額を改定する場合において、当該
規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときは
これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に
切り上げた額をもつて改定後の恩給の年額とする。

(職権改定)

第五条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求
を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十七年五月一日から適用する。

別表(第一条関係)

| 恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額 | 仮定給料年額 |
|-----------------------|-----------|
| 七六二、一〇〇 円 | 八〇四、〇〇〇 円 |
| 七九五、九〇〇 | 八三九、七〇〇 |

| | |
|-----------|-----------|
| 八三〇、七〇〇 | 八七六、四〇〇 |
| 八六五、〇〇〇 | 九一二、六〇〇 |
| 九〇〇、二〇〇 | 九四九、七〇〇 |
| 九二一、九〇〇 | 九七二、六〇〇 |
| 九四三、九〇〇 | 九九五、八〇〇 |
| 九六八、七〇〇 | 一、〇二二、〇〇〇 |
| 一、〇〇四、〇〇〇 | 一、〇五九、二〇〇 |
| 一、〇三四、五〇〇 | 一、〇九一、四〇〇 |
| 一、〇六二、七〇〇 | 一、一一一、一〇〇 |
| 一、〇九七、二〇〇 | 一、一五七、五〇〇 |
| 一、一三一、八〇〇 | 一、一九四、〇〇〇 |
| 一、一六九、八〇〇 | 一、二三四、一〇〇 |
| 一、二〇八、〇〇〇 | 一、二七四、四〇〇 |
| 一、二五五、八〇〇 | 一、三二四、九〇〇 |
| 一、二八六、一〇〇 | 一、三五六、八〇〇 |
| 一、三二五、五〇〇 | 一、三九七、九〇〇 |
| 一、三六三、七〇〇 | 一、四三七、九〇〇 |
| 一、四三九、八〇〇 | 一、五一七、四〇〇 |
| 一、四六〇、一〇〇 | 一、五三八、六〇〇 |
| 一、五一八、七〇〇 | 一、五九九、八〇〇 |
| 一、五九六、五〇〇 | 一、六八一、一〇〇 |
| 一、六八二、五〇〇 | 一、七七二、〇〇〇 |
| 一、七二六、四〇〇 | 一、八一六、九〇〇 |
| 一、七六八、二〇〇 | 一、八六〇、六〇〇 |

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十八号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「不具廢疾」を「重度障害ノ状態」に改め、同条第二項中「不具廢疾ト」を「重度障害ノ状態ト」に、「不具廢疾ノ」を「重度障害ノ」に改め、同条第三項中「不具廢疾」を「重度障害ノ状態」に改め、同条第四項中「不具廢疾」を「重度障害」に改める。

第二十条第一項中「不具廢疾」を「重度障害」に改める。

第二十条ノ二第一項及び第二項中「不具廢疾」を「重度障害」に改め、同条第五項中「傷病ノ」を「障害ノ」に改める。

第二十一条第二号中「不具廢疾」を「重度障害ノ状態」に改め、同条第三号中「不具、廢疾」を「重度障害ノ状態」に改める。

第二十二条第一項中「不具廢疾」を「重度障害」に改める。

第二十三条ノ二第一項中「百四十九万円」を「百五十三万円」に、「八百九万円」を「八百十三万円」に改める。

(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十六年四月分」を「昭和五十七年五月分」に改め、同項の表を次のように改める。

改め、同項の表を次のように改める。

| | | | |
|--|------------------|----------|----------|
| 退職年金又は遺族年金 | 六十五歳以上の者に給する退職年金 | 六年以上九年未満 | 七九〇、二〇〇円 |
| | | 九年以上 | 五九二、七〇〇円 |
| 六十五歳未満の者に給する退職年金(公務傷病年金に併給される退職年金を除く。) | 六年以上九年未満 | 六年以上九年未満 | 四七四、一〇〇円 |
| | | 九年以上 | 三九五、一〇〇円 |
| 六十五歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに給する退職年金 | 六年以上九年未満 | 六年以上九年未満 | 四七四、一〇〇円 |
| | | 九年以上 | 三九五、一〇〇円 |
| 遺族年金 | 六年以上九年未満 | 六年以上九年未満 | 三九〇、〇〇〇円 |
| | | 九年以上 | 三一二、〇〇〇円 |
| 遺族年金 | 六年未満 | 六年未満 | 二六〇、〇〇〇円 |
| | | 六年以上九年未満 | 三一二、〇〇〇円 |

第二条第四項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年四月

三十日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（以下「年金条例」という。）第二十三条ノ二第一項の改正規定及び附則第五項の規定は昭和五十七年七月一日から、第一条（年金条例第二十三条ノ二第一項の改正規定を除く。）の規定は同年十月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例（以下「昭和四十一年改定条例」という。）第二条第一項及び第四項の規定は、昭和五十七年五月一日から適用する。

(遺族年金の特例に関する経過措置)

3 昭和五十七年五月分から同年七月分までの遺族年金の年額に関する昭和四十一年改定条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「五二〇、〇〇〇円」とあるのは「五一三、八〇〇円」と、「三九〇、〇〇〇円」とあるのは「三八五、四〇〇円」と、「三二二、〇〇〇円」とあるのは「三〇八、三〇〇円」と、「二六〇、〇〇〇円」とあるのは「二五六、九〇〇円」とする。

(職権改定)

4 前項の規定による遺族年金の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得の規定による恩給停止についての経過措置)

5 改正後の年金条例第二十三条ノ二の規定は、昭和五十七年六月三十日

以前に給与事由の生じた退職年金についても、適用する。

6 昭和五十七年五月分及び同年六月分の退職年金に関する年金条例第二十三条ノ二の規定の適用については、恩給の年額の昭和五十七年改定に関する条例（昭和五十七年六月鳥取県条例第十七号）第一条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる退職年金の年額をもつて恩給の年額とする。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十九号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一万三千四百十円」を「一万四千二百四十円」に改める。
 別表第三の表中「三九、九一〇円」を「六三、〇七〇円」に、「三八、九一〇円」を「六二、〇七〇円」に、「四〇、九一〇円」を「六四、〇七〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十七年七月一日から施行する。

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十号

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例（昭和五十七年七月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中鳥取県立西部健康増進センターの項の次に次のように加える。

鳥取県立中部健康増進センター

東伯郡羽合町

別表の二の口中「鳥取県立西部健康増進センター」を「鳥取県立西部健

康増進センター及び鳥取県立中部健康増進センター」に、

専利用

を

大トレ
ニングル
ームの専
利用

に改め、同表に三として次のように加える。

三 入浴施設使用料

鳥取県立中部健康増進センター

| 区 分 | 金 額 |
|----------------------|--------------|
| 健康診断、体力測定又は体育指導を受けた者 | 一人一回につき 一五〇円 |
| 児童又は中学校の生徒 | 一人一回につき 一五〇円 |
| 高等学校の生徒、学生 又は一般人 | 一人一回につき 三五〇円 |
| その他の者 | |

附 則

この条例は、昭和五十七年七月一日から施行する。

鳥取県団地営土地改良事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十一号

鳥取県団体営土地改良事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県団体営土地改良事業助成条例（昭和四十二年三月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表の五の項中

百分の十

を

百分の十五

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県団体営土地改良事業助成条例の規定は、昭和五十七年四月一日以後に行う農地開発事業に係る補助金について適用し、同日以前に行われた農地開発事業に係る補助金については、なお従前の例による。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十二号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（公園施設の利用の許可）

第三条の二 別表第一に定める公園施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

第四条中「又は法第六条第一項若しくは第三項」を、「法第六条第一項若しくは第三項又は前条」に、「前条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第六条中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第八条第一項中「許可を受けた者は」を「許可を受けた者に対しては」に、「別表第二」を「別表第三」に、「納付しなければならない」を「徴収する」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 第三条の二の許可を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第四に定める額の使用料を徴収する。

第九条第一項中「第三条第一項若しくは第二項の」を「この条例の規定によつてした」に改め、同項第二号中「第三条第三項の規定により」を「この条例の規定による」に改め、同項第三号中「第三条第一項又は第二項の」を「この条例の規定による」に改め、同条第二項中「第三条第一項又は第二項の」を「この条例の規定による」に改める。

第十一条中「都市公園の保全」の下に「及び利用者の応接」を加える。

別表第二を別表第三とし、別表第一を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第一（第三条の二関係）

| | |
|---------|--------------------------------|
| 名 称 | 鳥取県立東郷湖 羽合臨海公園 |
| 公 園 施 設 | あやめ池スポーツセンター テニスコート アーチェリー場 |

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四(第八条関係)

一 施設使用料

| 区 分 | | 金 額 | |
|---------|--------------|-----------|--------------------------------------|
| 利 用 種 別 | 入場料等 | 単 位 | 額 |
| 一 般 利 用 | 児童又は中学校の生徒 | 一人一回につき | 午前九時から 午後六時まで 午後六時から 午後十時まで |
| | | 一人一回につき | 一〇円 |
| 一 般 利 用 | 高等学校の生徒 | 一人一回につき | 二〇円 |
| | | 一人一回につき | 三〇円 |
| 一 般 利 用 | 学生又は一般人 | 全面一時間につき | 三五〇円 |
| | | 二分の一時間につき | 一八〇円 |
| 専 用 利 用 | アマチュア・スポーツ活動 | 全面一時間につき | 七〇〇円 |
| | | 全面一時間につき | 一、七〇〇円 |
| 専 用 利 用 | アマチュア・スポーツ活動 | 全面一時間につき | 四、〇〇〇円 |
| | | 全面一時間につき | 七、五〇〇円 |
| 専 用 利 用 | アマチュア・スポーツ活動 | 全面一時間につき | 六、〇〇〇円 |
| | | 全面一時間につき | 一一、五〇〇円 |
| 専 用 利 用 | アマチュア・スポーツ活動 | 全面一時間につき | 一、五〇〇円 |
| | | 全面一時間につき | 一八、〇〇〇円 |
| 専 用 利 用 | アマチュア・スポーツ活動 | 全面一時間につき | 一七、〇〇〇円 |
| | | 全面一時間につき | 三〇、〇〇〇円 |

| | | | | | |
|-----------|--------|-------|-------|------------|------|
| アーチェリー場 | テニスコート | カヌー艇庫 | 研 修 室 | トレーニングルーム | |
| | | | | 一人一回につき | 五〇円 |
| アーチェリー場 | テニスコート | カヌー艇庫 | 研 修 室 | 全面一時間につき | 二五〇円 |
| | | | | 一時間につき | 三〇〇円 |
| アーチェリー場 | テニスコート | カヌー艇庫 | 研 修 室 | 一艇一月につき | 六三〇円 |
| | | | | 一コート一時間につき | 二〇〇円 |
| 一射場一時間につき | | | | | 二〇〇円 |

備考

一 利用時間若しくは利用期間が一時間未満若しくは一月未満であるとき、又は利用時間若しくは利用期間に一時間未満若しくは一月未満の端数があるときは、一時間又は一月として計算するものとする。

二 体育室を専用利用の方法で利用する場合において知事が必要と認める照度以上の照明をしたとき、又はテニスコート若しくはアーチェリー場を利用する場合において夜間照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

二 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十三号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「廃疾」を「障害」に改める。

第四条第三項中「三百六十七円」を「四百円」に、「二百五十円」を「二百六十七円」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 重度心身障害者

第七条の二中「廃疾」を「障害」に改める。

第八条第一項から第四項までの規定中「身体障害」を「障害」に改め、同条第五項中「身体障害」を「障害」に、「身体の障害」を「障害」に改め、同条第六項及び第七項中「身体障害」を「障害」に改める。

第九条中「身体障害」を「障害」に改める。

第十一条第一項第四号中「廃疾」を「障害」に、「身体障害」を「障害」に改める。

第十二条第一項及び第四項、第十三条第一項並びに第十七条第一項中「廃疾」を「障害」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（年金たる補償の端数処理）

第十八条の二 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第十九条第一項中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）」を「年金たる補償」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 年金たる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償で次に掲げるものがあるときは、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

一 年金たる補償を受ける権利を有する者の死亡に係る遺族補償年金、

遺族補償一時金又は葬祭補償

二 過誤払による返還金債権に係る遺族補償年金と同順位で支給される

べき遺族補償年金

第二十一条中「十六万五千円」を「十八万五千円」に改める。

附則第一条の次に次の二条を加える。

（障害補償年金差額一時金）

第一条の二 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する学校医等が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に満たないときは、その者の遺族に対し、障害補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

| 障害の等級 | 額 |
|-------|--------------------|
| 第一級 | 補償基礎額に一、三四〇を乗じて得た額 |
| 第二級 | 補償基礎額に一、一九〇を乗じて得た額 |
| 第三級 | 補償基礎額に一、〇五〇を乗じて得た額 |
| 第四級 | 補償基礎額に九二〇を乗じて得た額 |
| 第五級 | 補償基礎額に七九〇を乗じて得た額 |
| 第六級 | 補償基礎額に六七〇を乗じて得た額 |
| 第七級 | 補償基礎額に五六〇を乗じて得た額 |

2

障害補償年金を受ける権利を有する学校医等のうち、第八条第六項の規定の適用を受ける者が死亡した場合には、前項の規定にかかわらず、障害補償年金差額一時金は、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たない場合に限り支給するものとし、その額は、その差額に相当する額とする。

- 一 その者の加重前の障害の等級が第七級以上である場合 その者の加重後の障害の等級に応ずる前項の表の下欄に定める額から、その者の加重前の障害の等級に応ずる同表の下欄に定める額を差し引いた額
- 二 その者の加重前の障害の等級が第八級以下である場合 その者の加重後の障害の等級に応ずる前項の表の下欄に定める額に、当該障害補

償年金に係る第八条第六項の規定により計算された金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害の等級に応ずる同条第一項の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額

3 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- 一 障害補償年金を受ける権利を有する学校医等の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - 二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 4 第十二条第二項の規定は障害補償年金差額一時金の額について、第十六条第三項、第十八条第一項及び第二項並びに第二十二条の規定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第十二条第二項中「前項」とあるのは「附則第一条の二第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「同条第一項又は第二項」と、第十六条第三項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「附則第一条の二第三項第二号」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

(障害補償年金前払一時金)

- 第一条の三 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する学校医等が申し出たときは、障害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。
- 2 前項の規定による申出は、障害補償年金の最初の支払に先立つて行わなければならない。ただし、既に障害補償年金の支払を受けた場合であ

つても、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。

3 第一項の規定による申出は、同一の災害につき二回以上行うことはできない。

4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（当該障害補償年金について第八条第六項の規定が適用された場合には、前条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同項各号に定める額。以下この項において「障害補償年金前払一時金限度額」という。）

又は障害補償年金前払一時金限度額の範囲内の額で補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍若しくは二百倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する学校医等が選択した額とする。ただし、当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する学校医等が選択した額とする。

5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（当該障害補償年金前払一時金に係る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害

補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支払期月から起算して一年を経過する月後の各月の支給されるべき障害補償年金については、その額を、百分の五に当該最初の障害補償年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

6 前項の規定による障害補償年金の支給停止が終了する月の翌月に係る障害補償年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、一年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害補償年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、一年を超える場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

附則第二条を次のように改める。

（遺族補償年金前払一時金）

第二条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、遺族補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の千倍、八百倍、六百倍、

四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。ただし、当該遺族補償年金前払一時金に係る申出が第四項において準用する前条第二項ただし書の規定によるものである場合には、補償基礎額の千倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

3 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が二人以上ある場合には、第一項の規定による申出及び前項の規定による選択は、これらの遺族がそのうち一人を代表者に選任し、その代表者が行うものとする。

4 第十二条第二項の規定は遺族補償年金前払一時金の額について、前条第二項及び第三項の規定は遺族補償年金前払一時金の申出について、同条第五項及び第六項の規定は遺族補償年金前払一時金が支給された場合について準用する。この場合において、第十二条第二項中「前項」とあるのは、「附則第二条第二項」と読み替えるものとする。

附則第二条の次に次の一条を加える。
(未支給の補償等に関する規定の読替え)

第二条の二 障害補償年金差額一時金及び遺族補償年金前払一時金の支給が行われる間、第十五条第二号及び第十七条第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」と、第二十条の二第一号中「又は葬祭補償」とあるのは「葬祭補償又は障害補償年金差額一時金」と、第二十三条第一項中「遺族補償年金については、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金、障害補償年金差

額一時金又は遺族補償年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金、当該障害補償年金差額一時金又は当該遺族補償年金前払一時金」と、同条第二項中「遺族補償年金については、第十一条第三項」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金前払一時金については第十一条第三項、障害補償年金差額一時金については附則第一条の二第三項後段」とする。

附則第三条中「廃疾、身体障害」を「障害」に改める。

別表第一中

| | | | |
|--------|--------|--------|-----|
| 三、四七五円 | 四、五五三元 | 五、七二〇円 | 六、九 |
| 二、五〇〇円 | 三、一七五円 | 三、九四〇円 | 四、八 |

| | | |
|------|--------|--------|
| 二、三〇 | 八、〇八八円 | 九、一四三円 |
| 四〇円 | 五、七八三円 | 六、六六三円 |

| | |
|--------|------|
| 三、六六二円 | 四、八〇 |
| 二、六二七円 | 三、三五 |

| | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|
| 〇円 | 六、〇三〇円 | 七、二八〇円 | 八、四九五円 | 九、五七五円 |
| 〇円 | 四、一五七円 | 五、一〇二円 | 六、〇七三円 | 六、九九〇円 |

別表第二中

「廃疾の状態」を「障害」に改め、「の廃疾」を削る。

別表第三中

「身体障害」を「障害」に改め、同表第二級

の項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

- 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
 - 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定、第四条第三項の改正規定（同項第五号を改める部分に限る。）、第七条の二の改正規定、第八条の改正規定、第九条の改正規定、第十一条第一項第四号の改正規定、第十二条第一項及び第四項、第十三条第一項並びに第十七条第一項の改正規定、附則第三条の改正規定、別表第二の改正規定並びに別表第三の改正規定（用語を改める部分に限る。）は、昭和五十七年十月一日から施行する。

2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第四条第三項、第二十一条及び別表第一の規定は、昭和五十六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償については、なお従前の例による。ただし、同日前に支給すべき事由が生じた休業補償、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金であつて同日以後の期間について支給すべきものにあつては、改正後の条例第四条第三項及び別表第一の規定によるものとする。

3 改正後の条例附則第一条の二の規定は昭和五十六年十一月一日以後に障害補償年金を受ける権利を有する学校医等が死亡した場合について、改正後の条例附則第一条の三の規定は同日以後に障害補償年金を支給す

べき事由が生じた場合について適用する。

4 改正前の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）附則第二条第一項の規定により行われた申出（同項の一時金の支給を受けていない者に係るものに限る。）は、改正後の条例附則第二条の規定により行われたものとみなす。

5 改正前の条例附則第二条の規定により支給された一時金については、昭和五十六年十一月一日（同日以後に支給されたものにあつては、その支給された後）から、遺族補償年金前払一時金とみなして改正後の条例の規定を適用する。この場合においては、同条第六項から第八項までの規定は、適用しない。

6 改正後の条例別表第三第二級の項の規定は、昭和五十六年二月一日以後に支給すべき事由が生じた障害補償年金及び同日前に支給すべき事由が生じた障害補償年金であつて同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十四号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中鳥取県営屋内プールの項の次に次のように加える。

鳥取県営ライフル射撃場

西伯郡西伯町

第四条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 鳥取県営ライフル射撃場の利用については、別表第三に定めるところにより、使用料を徴収する。

第五条の表中鳥取県営屋内プールの項の次に次のように加える。

鳥取県営ライフル射撃場

西伯町

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第四条関係）

一 施設使用料

| 区 分 | 金 額 | |
|-------------------|------------------|---------------------|
| | 貸切りの場合 | 貸切りでない場合 |
| スマートフォンボア・ライフル射撃場 | 一時間につき 二、〇〇〇円 | 一人一時間につき、 一、〇〇〇円 |
| エア・ライフル射撃場 | 一時間につき 一、〇〇〇円 | 一人一時間につき 五〇〇円 |

備考 利用時間が一時間未満であるとき、又は利用時間に一時間未満

の端数があるときは、一時間として計算するものとする。

二 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

附 則

この条例は、昭和五十七年七月一日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年六月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十五号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三十年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第五号を次のように改める。

五 重度心身障害者

第四条の二中「廃疾」を「障害」に改める。

第五條第一項から第四項までの規定中「身体障害」を「障害」に改め、同条第五項中「身体障害」を「障害」に、「身体の障害」を「障害」に改め、同条第六項及び第七項中「身体障害」を「障害」に改める。

第七條第一項第四号中「廢疾」を「障害」に、「身体障害」を「障害」に改める。

第八條第一項及び第四項、第八條の二第一項並びに第八條の六第一項中「廢疾」を「障害」に改める。

附則第二項を附則第六条とし、同条に見出しとして「(葬祭給付の金額に關する暫定措置)」を付し、附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、同条の次に次の四条を加える。

(障害給付年金差額一時金)

第二條 当分の間、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害給付年金及び当該障害給付年金に係る障害給付年金前払一時金の額の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害給付年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に満たないときは、その者の遺族に対し、障害給付として、その差額に相当する額の障害給付年金差額一時金を支給する。

| | |
|-----|--------------------|
| 等 級 | 額 |
| 一 級 | 給付基礎額に一、三四〇を乗じて得た額 |
| 二 級 | 給付基礎額に一、一九〇を乗じて得た額 |
| 三 級 | 給付基礎額に一、〇五〇を乗じて得た額 |

| | |
|-----|------------------|
| 四 級 | 給付基礎額に九二〇を乗じて得た額 |
| 五 級 | 給付基礎額に七九〇を乗じて得た額 |
| 六 級 | 給付基礎額に六七〇を乗じて得た額 |
| 七 級 | 給付基礎額に五六〇を乗じて得た額 |

2 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者のうち、第五條第六項の規定の適用を受ける者が死亡した場合には、前項の規定にかかわらず、障害給付年金差額一時金は、その者に支給された当該障害給付年金及び当該障害給付年金に係る障害給付年金前払一時金の額の合計額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に満たない場合に限り支給するものとし、その額は、その差額に相当する額とする。

一 その者の加重前の障害の等級が七級以上である場合 その者の加重後の障害の等級に応ずる前項の表の下欄に定める額から、その者の加重前の障害の等級に応ずる同表の下欄に定める額を差し引いた額

二 その者の加重前の障害の等級が八級以下である場合 その者の加重後の障害の等級に応ずる前項の表の下欄に定める額に、当該障害給付年金に係る第五條第六項の規定により計算された金額を当該障害給付年金に係る加重後の障害の等級に応ずる同条第一項の規定による金額で除して得た数を乗じて得た額

3 障害給付年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害給付年金差額一時金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちに

あつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

4 第八条第二項の規定は障害給付年金差額一時金の額について、第八條の五第三項、第八條の七第一項及び第二項並びに第十條の規定は障害給付年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第八條第二項中「前項」とあるのは「附則第二条第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「同条第一項又は第二項」と、第八條の五第三項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「附則第二条第三項第二号」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。
(障害給付年金前払一時金)

第三条 当分の間、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が申し出たときは、障害給付として、障害給付年金前払一時金を支給する。

2 前項の規定による申出は、障害給付年金の最初の支払に先立つて行わなければならない。ただし、既に障害給付年金の支払を受けた場合であっても、当該障害給付年金の給付金額の決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。

3 第一項の規定による申出は、同一の災害について二回以上行うことはできない。

4 障害給付年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害給付年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

(当該障害給付年金について第五条第六項の規定が適用された場合には、前条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同項各号に定める額。以下この項において「障害給付年金前払一時金限度額」という。)
又は障害給付年金前払一時金限度額の範囲内の額で給付基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍若しくは二百倍に相当する額のうちから当該障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が選択した額とする。ただし、当該障害給付年金前払一時金に係る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害給付年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ障害給付年金前払一時金限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害給付年金の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、給付基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が選択した額とする。

5 障害給付年金前払一時金が支給された場合における当該障害給付年金前払一時金に係る障害給付年金は、当該障害給付年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(当該障害給付年金前払一時金に係る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、その月以後の各月に支給されるべき障害給付年金の額(当該障害給付年金前払一時金が支給された月後の最初の障害給付年金の支払期月から起算して一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害給付年金については、その額を、百分の五に当該最初の障害給付年金の支払期月から当該各月までの年数(当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額)の合計額が当該障害給付年金前払一時金の額を

超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

6 前項の規定による障害給付年金の支給の停止が終了する月の翌月に係る障害給付年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、一年以内の場合にあつては当該障害給付年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害給付年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、一年を超える場合にあっては当該障害給付年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に百分の五に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害給付年金の額から差し引いた額とする。

（遺族給付年金前払一時金）

第四条 当分の間、遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が申し出たときは、遺族給付として、遺族給付年金前払一時金を支給する。

2 遺族給付年金前払一時金の額は、給付基礎額の千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。ただし、当該遺族給付年金前払一時金に係る申出が第四項において準用する前条第二項ただし書の規定によるものである場合には、給付基礎額の千倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族給付年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、給付基礎額の八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該遺族給付年金を受ける権

利を有する遺族が選択した額とする。

3 遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が二人以上ある場合には、第一項の規定による申出及び前項の規定による選択は、これらの遺族がそのうち一人を代表者に選任し、その代表者が行うものとする。

4 第八条第二項の規定は遺族給付年金前払一時金の額について、前条第二項及び第三項の規定は遺族給付年金前払一時金の申出について、同条第五項及び第六項の規定は遺族給付年金前払一時金が支給された場合について準用する。この場合において、第八条第二項中「前項」とあるのは、「附則第四条第二項」と読み替えるものとする。

（未支給の給付等に関する規定の読替え）

第五条 障害給付年金差額一時金及び遺族給付年金前払一時金の支給が行われる間、第八条の四第二号及び第八条の六第一項中「遺族給付年金の額」とあるのは「遺族給付年金及び遺族給付年金前払一時金の額」と、第八条の十一第一号中「又は葬祭給付」とあるのは「葬祭給付又は障害給付年金差額一時金」と、第十一条の二第一項中「遺族給付年金については、当該遺族給付年金」とあるのは「遺族給付年金、障害給付年金差額一時金又は遺族給付年金前払一時金については、それぞれ、当該遺族給付年金、当該障害給付年金差額一時金又は当該遺族給付年金前払一時金」と、同条第二項中「遺族給付年金については、第七条第三項」とあるのは「遺族給付年金又は遺族給付年金前払一時金については第七条第三項、障害給付年金差額一時金については附則第二条第三項後段」とする。

別表第一中

廃疾の状態

を

障害

に改め、「の廃疾」

| | | | | | |
|---------------|---|--|---|---|---|
| 5 農 地 開 発 事 業 | $a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{15}{100}$ $\times 0.055 + a \times \frac{15}{100}$ $\times (1-c) \times \frac{9}{100}$ | $a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{12}{100}$ $\times 0.055$ | $a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{9}{100}$ $\times 0.055$ | $a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{6}{100}$ $\times 0.055$ | $a \times \frac{3}{100} + a \times \frac{3}{100}$ $\times 0.055$ |
|---------------|---|--|---|---|---|

別表の備考2中「を訂正するに於て」を「について」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の規定は、昭和五十七年四月一日以後に行う農地開発事業に係る補助金について適用し、同日前に行われた農地開発事業に係る補助金については、なお従前の例による。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む。)】